

5 鳥取県公報

平成17年8月19日(金) **号外第**123号

毎週火・金曜日発行

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (30) (給与課) …1
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を
	改正する規則 (31) (")2
	調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (32) (")4
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を
	改正する規則 (33) (")4

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 子

鳥取県人事委員会規則第30号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

	正後		改 正 前											
(第2条、第3条	€関係)					別表 (第2条	、第3条關	関係)						
組	織		職	区分			組	織		職	区分			
			略							略				
			課長 (衛生環境研究所、産業							課長 (衛生環境研究所、産業				
			技術センター及び農業大学校							技術センター及び農業大学校				
			の課長を除く。)							の課長を除く。)				
			消防防災航空室の室長							消防防災航空室の室長				
			県 民 室 の 室 長							県 民 室 の 室 長				
			自治研修所の所長及び次長							自治研修所の所長及び次長				
			福利厚生室の室長							福利厚生室の室長				
			協働推進室の室長							協働推進室の室長				
			文化観光局の副局長											
本		庁	国内交流推進室の室長				本		庁	国内交流推進室の室長				
事の事		11	衛生環境研究所の所長及び次	3	種	知事の事	4		11	衛生環境研究所の所長及び次	3 種			
部局			長			務部局				長				
			産業技術センターのセンター							産業技術センターのセンター				
			長、次長、室長及び所長							長、次長、室長及び所長				
			農業大学校の校長、次長及び							農業大学校の校長、次長及び				
			部長							部長				
			市瀬地区生活安定推進室の室							市瀬地区生活安定推進室の室				
			長							長				
			会計管理室の室長							会計管理室の室長				
			審査指導室の室長							審査指導室の室長				
			出納室の室長							出納室の室長				

1=
種
2 種
種
種
3 種
3

1		-	1					
		集中化推進室の室長						
		工事検査室の室長						
		略						
	略							
		所長 (人事委員会が承認した	4 II					
		ものに限る。)	1 種					
	大阪事務所	所 長	2 種					
地方	機関	次長	3 種					
	略]						
	**H							
"								

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第31号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

			改 正 後	改正前										
別表(第	第2条関係	()		別	表(第	2 条関係)								
	機	関	職員			機	関		職員					
略					略									
知事			部長 (農業大学校の部長を除く。) 理事監 防災		知事				部長 (農業大学校の部長を除く。) 理事監 防災					
の事			監 次長 参事監 局長 所長 (産業技術センター		の事				監 次長 参事監 局長 所長 (産業技術センター					
務部			の所長を除く。) 行政監察監 課長 (農業大学校		務部				の所長を除く。) 行政監察監 課長 (農業大学校					
局			の課長を除く。) 室長 (防災危機管理課情報シス		局				の課長を除く。) 室長 (防災危機管理課情報シス					
			テム管理室、衛生環境研究所及び産業技術センター						テム管理室、衛生環境研究所及び産業技術センター					
			の室長を除く。) 副局長 センター長 校長 参						の室長を除く。) センター長 校長 参事 秘書					
			事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹 (庶務						医長 課長補佐 室長補佐 主幹 (庶務に関する					
			に関する事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推						事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推進担当の					
	1.		進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 企画員						主幹に限る。) 財政課主計員 企画員 主任監察					
	本	庁	主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副			本		庁	員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹 (職					
			主幹 (職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革						 員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当					
			推進担当の副主幹に限る。) 監察員 職員課人材						の副主幹に限る。) 監察員 職員課人材活用担当					
			活用担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関						の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務					
			する事務を行う職員に限る。) 職員課人材評価担						を行う職員に限る。) 職員課人材評価担当の職員					
			当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事						(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う					
			務を行う職員に限る。) 職員課給与管理室室員						職員に限る。) 職員課給与管理室室員 (主幹及び					
			(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う						副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。)					
			室員に限る。) 行政経営推進課改革推進担当の職						 行政経営推進課改革推進担当の職員 (主幹及び副					

別表 (第2条、第3条関係)

	都	府	県	支給地域	支給割合
	東	京	都	特別区	100分の12
	愛	知	県	名古屋市	100分の10
略					

別表 (第2条、第3条関係)

都	府	県	支給地域	支給割合
東	京	都	特別区	100分の12
略				

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦

鳥取県人事委員会規則第33号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

表第 1 行政職給料表級別職務分類表(第 2 条関係)		別表第1 行政職給料表級別職務分類表 (第2条関係)
職務の級 1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級 7 級 8 級	吸 9級 10級 11級	組織 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級

知事事務部局	庁略略	略	略	略	略	生究業ンび学長室報ム法衛研び術の除自所文局長産セの長農校自所環所技夕農校経長シ管制生究産ど室く治の化の 業ンと 業の治、不工室室原所業/今長、研所観測 技タタ 大校修生の大大課と、情テ室、境及技/一を 修長光間 術ー一 学長修工 (1)		中事務局	庁	略 略	略	略	略	略	課生究業ンび学長室報公法衞研び術の除自所 長環所技今農校替長、宣節制生究産心室く治の 境、術一業の人課への情子を表現ない。 長環所技夕農校部防空民利、電動、流、区定、理査、及化の治の 課生究業ンび学長消航県福室検協室交室地安室管審室室中室自所 では、「境、術一業の体防空民利、重動、流、区定、理査、及化の治の は境、術一業の体防空民利、重動、流、区定、理査、及化の治の は現、依一業の体防空民利、重動、流、区定、理査、及化の治の は現、行一業の体防空民利、重動、流、区定、理査、及化の治の は現、行一業の体防空医界工室推出で推会室折断 が、上で、と、理査、以作室研所 は、は、と、は、と、は、と、は、と、は、、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	略	BE TO THE TOTAL
地方略						環所技力機能を表する。 大学を表示 を表示 を表示 を表示 を表示 を表示 を表示 を表示 を表示 を表示		地方	i						環所が大きな、大変を表している。 現実を表している。 は、大変を表している。 は、ためでは、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためでは、ためでは、ためでは、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためでは、ためでは、ためでは、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためでは、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためでは、ためでは、ためでは、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためでは、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためできないる。 は、ためでは、ためできない		

平成17年8月19日

金曜日

理

洏

D

	П	機関	大阪事務所						l	_ _	_[.,	_			_	_	機関	大阪事務所					l	_	_1	_	1	_ _	_11
ki			大阪事務所						課・	長課	長次	長		所 🕂	長所	長		大阪事務所					課	長課	長次	長	所	長所	長
Ä Ä			名古屋事務 所								所	長所	長																
			略	_														略											
# 	略	略												略															
1 4 4	備考略										備考略										_								
4 L																													_

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。